

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 製造所等の周囲に保有すべき空地の規制に係る特例を拡大する。(第九条～第十一条、第十六条関係)
- 2 蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所における危険物の貯蔵に係る規定の整備を行う。(第十六条、第二十六条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この政令は、公布の日の翌日から施行する。(附則第一項関係)
 - (2) 罰則の適用について所要の経過措置を定める。(附則第二項関係)